

藤枝市議会会議規則の一部を改正する規則

藤枝市議会会議規則（昭和 42 年藤枝市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の会期は、招集された日から翌年の当該招集された日の属する月の前月の末日までの間で定める。

第 5 条に次の 2 項を加える。

4 会期は、議会の議決で延長することができる。

5 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

第 6 条及び第 7 条を次のように改める。

（会議の種類等）

第 6 条 定例会において開く各会議の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 開会議会 定例会の招集により開く会議

(2) 定例月議会 定例的に開く会議をいい、原則として 6 月、9 月、11 月及び 2 月に開くものとする。ただし、開会月は都合によりこれを変更することができる。

(3) 臨時議会 市長又は議員からの要請に基づき、臨時に開く会議

(4) 閉会議会 定例会の閉会に際し開く会議

2 前項各号に定める各会議の期間（以下「議会期間」という。）は、議長が議会運営委員会に諮ったうえで決定し、当該各会議の初めに議長が宣告するものとする。

3 議長は、定例会の開会日の 7 日前に、議員に当該日を通知するものとする。

4 議長は、開会議会を除く各議会の 7 日前に、議員及び市長等に、当該日を通知するものとする。ただし、緊急に議案の審議等が必要な場合は、この限りではない。

（臨時議会の開会）

第 7 条 議員は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時議会の開会を請求することができる。

2 市長は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時議会の開会を請求することができる。

3 議長は、市長又は議員から臨時議会開会の請求があった日から原則として 7 日以内に、臨時議会を開くことについて、議会運営委員会に諮るものとする。

4 議長は、臨時議会を開く場合は、原則として7日以内を開くものとする。

第62条を次のように改める。

(代表質問及び一般質問)

第62条 2人以上の所属議員を有する団体(以下「会派」という。)に所属する議員は、会派を代表し、施政方針及び所信表明に対し、議長の許可を得て質問(以下「代表質問」という。)することができる。

2 議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問(以下「一般質問」という。)することができる。

3 代表質問及び一般質問をしようとする者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文章で通告しなければならない。

第65条中「会期中」を「議会期間中」に改める。

第85条の見出し中「記載事項」を「記載事項等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 会議録は、議会期間ごとに調製するものとする。

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。